

※重要事項説明書・契約書の条項の数字は仮定のものです。

【重要事項説明書】(例)

6 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

(5) 禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

10 介護サービス契約の終了

(3) 事業者からの契約の解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

- ① (略)
- ② 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき
- ③ (略)

上記②により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

【契約書】(例)

(介護サービス利用にあたっての留意事項)

第6条 利用者は、重要事項説明書の6の留意事項を守って、介護サービスを利用するものとする。

第10条 事業者は、重要事項説明書の10の規定に該当した場合、利用者に対して相当な期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。